平成２１年（フ）第１４２号
神奈川県秦野市曽屋２丁目６番５号カーサーベル103号
破産者　後藤　信子
1　決定年月日　平成21年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２０年（フ）第２８１９号
愛知県津島市南本町６丁目36番地、住民票上の住所名古屋市中川区野田２丁目103番地
破産者　梅村　　浩
1　決定年月日　平成21年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２０年（フ）第１９６号
佐賀県西松浦郡有田町本町丙1047番地
破産者　川浪　和子
1　決定年月日　平成21年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部
平成２０年（フ）第１５０５号
仙台市泉区将監９丁目２番11―101号
破産者　津田　邦彦
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２０年（フ）第２７７号
宮城県栗原市一迫真坂字荒町25番地１、住民票上の住所宮城県栗原市一迫柳目字曽根中河原71番地
破産者　遊佐　弘二
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係
平成２０年（フ）第４９６０号
京都市南区唐橋琵琶町10番地１　第３洛西ハイツ101号、開始決定時の住所京都市南区吉祥院九条町15番地の１　西大路ガーデンハイツ1014号
破産者　岡本　直久
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部
平成２０年（フ）第５２３７号
兵庫県伊丹市寺本６丁目117番地、開始決定時の住所兵庫県伊丹市中野東２丁目71番地４パレ昆陽池公園プルミエール1101号
破産者　鈴木淳一朗
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部
平成２０年（フ）第６６３４号
大阪府豊中市中桜塚１丁目17番50―401号
破産者　上田　利男
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部
平成２０年（フ）第７１６６号
大阪府門真市垣内町12番29号
破産者　今田　哲哉
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部
平成２１年（フ）第９９号
兵庫県尼崎市尾浜町１丁目32番２―902号
破産者　白井　伸市
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部
平成２１年（フ）第１号
兵庫県川西市大和西１丁目54番地の23
破産者　西尾由美子
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部
平成２１年（フ）第１６号
兵庫県宝塚市御殿山３丁目６番２―105号
破産者　間所　能子
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部
平成２０年（フ）第６３１号
兵庫県尼崎市浜田町４丁目30番地
破産者　安積　和也
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成２０年（フ）第８６８号
兵庫県尼崎市武庫之荘７丁目７番23号　辻本コーポ103号
破産者　木村　憲文
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係
平成１９年（フ）第４３３号
香川県高松市朝日町２丁目14番20号
破産者　松崎利津子
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係
平成２１年（フ）第５３号
熊本県宇土市古保里町749番地57、申立時の住所熊本県宇土市築籠町141番地１セントレージ蝦さ館306
破産者　横田真理子（旧姓山口）
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部
平成１７年（フ）第５９３号
沖縄県名護市字川上447番地
破産者　上原　吉二
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部